

第12回特別弔慰金 受給者確認フローチャート

- ・このフローチャートは一般的な事案を想定しているため、フローチャートに当てはまらない場合もあります。
- ・受給権者の可能性がある場合は、お住まいの市町村役場へ御連絡ください。

令和7年4月1日現在、戦没者等の死亡に関して公務扶助料や遺族年金等を受給している方がいない

いいえ

受給対象外です

はい

戦没者等の死亡当時のご遺族である

- 戦没者等の死亡時点で生まれている。（戦没者等の「子」は「胎児」も含む）
 - 戦没者等と三親等内の親族である。
- 2つとも該当していれば「はい」に進みます。

いいえ

受給対象外です

はい

令和7年4月1日現在、生存していた

いいえ

受給対象外です

はい

戦没者等からみて、あなたの続柄は？

①「戦没者死亡当時の配偶者」である

はい

受給対象の可能性
があります
※ただし、要件が
あります

②「子」である

はい

上記①がない（または①
が受給対象とならない）

はい

受給対象の可能性
があります

いいえ

受給対象外
です

③「孫」、「兄弟姉妹」、「父母」、
「祖父母」のいずれかである

はい

上記①、②の親族がない
※「孫」、「兄弟姉妹」は戦没者死亡時に生
まれていることが要件です。

はい

下記の順番で受給対象
の可能性あり

1. 父母
2. 孫
3. 祖父母
4. 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時の生
計関係、改氏婚、養子縁組
の有無等により順位が変動
します。

いいえ

受給対象外
です

④「甥・姪」等、左記以外の
三親等内親族である

はい

上記①、②、③の
親族がない

はい

戦没者等死亡当時
まで1年以上生計
を有していた

はい

受給対象の可能性
があります

いいえ

受給対象外
です

【御注意いただきたいこと】

- ・令和7年4月1日時点で最も支給順位の高い御遺族おひとりが受給権者となります。
※その方と同順位者が複数名いる場合は、代表者を決めたくうえで請求してください。
- ・受給権者の方が令和7年4月1日以降に亡くなられた場合は、法定相続人の方が請求することが可能ですので、お住まいの市町村役場へご相談ください。